

○半島振興法（昭和60年法律第63号）

（目的）

第一条 この法律は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約を受けていること並びにこれにより産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進等及び半島防災（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。）の推進を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生（次条第一号において「地方創生」という。）に資することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 半島地域の振興のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあることに鑑み、これらの整備等を推進することにより地域住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環として、多様な主体の連携及び協力の促進、半島地域における定住の促進等を通じて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されることを旨とすること。
- 二 半島地域が国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、半島地域の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進を図ることを旨とすること。
- 三 半島地域は三方を海に囲まれる等国土資源の利用の面における制約があることに鑑み、災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するための施策等を推進するとともに、これらを含む半島防災のための施策が国土強靱化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第一条の国土強靱化をいう。第十五条の四において同じ。）の理念を踏まえ着実に実施されることを旨とすること。

(国及び都道府県の責務)

第一条の三 国は、前条の基本理念にのっとり、半島地域の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し及び実施する責務を有する。

2 都道府県は、前条の基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島地域の振興のために必要な施策を策定し及び実施するよう努めるとともに、半島地域をその区域に含む市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指定)

第二条 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。

一 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。

二 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。

三 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。

2 都道府県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。

3 都道府県は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が沖縄県の区域内にあるものときは、内閣総理大臣を経由しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

(半島振興基本方針)

第二条の二 主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、半島振興基本方針を定めるものとする。

2 半島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 半島振興対策実施地域の振興の意義及び方向に関する事項

二 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業、情報通信業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的な事項

四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

五 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項

六 生活環境の整備に関する基本的な事項

七 医療の確保等に関する基本的な事項

- 八 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項
 - 九 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
 - 十 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
 - 十一 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項
 - 十二 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項
 - 十三 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
 - 十四 移住、定住及び特定居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ハの特定居住をいう。以下同じ。）の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する基本的な事項
 - 十五 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。第四条第一項第十七号において同じ。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関する基本的な事項
- 3 主務大臣は、半島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 主務大臣は、半島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、半島振興基本方針の変更について準用する。

（半島振興計画の作成等）

- 第三条 第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定があつたときは、関係都道府県は、半島振興基本方針に基づき、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画（以下「半島振興計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、半島振興計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。
 - 3 半島振興対策実施地域をその区域に含む市町村（以下「半島地域市町村」という。）は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には、単独で又は共同して、関係都道府県に対し、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成することを要請することができる。この場合においては、当該半島地域市町村に係る半島振興計画の案を添えなければならない。
 - 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成しなければならない。
 - 5 半島地域市町村は、第三項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その半島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 第三項の案の提出を受けた都道府県は、半島振興計画を作成するに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
 - 7 半島振興計画に次条第一項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当た

つては、半島地域市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの半島地域市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。

- 8 都道府県は、半島振興計画を作成したときは、直ちに、これを主務大臣（当該半島振興計画に係る地域が沖縄県の区域にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由して、主務大臣）に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により半島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該半島振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 10 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画が半島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 11 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。
- 12 第二項、第三項及び第五項から前項までの規定は、半島振興計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

（半島振興計画の内容）

第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 半島振興対策実施地域の振興の基本的方針に関する事項
- 二 半島振興対策実施地域の振興に関する目標
- 三 計画期間
- 四 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の当該半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び当該半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する事項
- 五 農林水産業、商工業、情報通信業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 六 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
- 七 水資源の開発及び利用に関する事項
- 八 生活環境の整備に関する事項
- 九 医療の確保等に関する事項
- 十 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する事項
- 十一 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 十二 教育及び文化の振興に関する事項
- 十三 自然環境の保全及び再生に関する事項

十四 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

十五 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十六 移住、定住及び特定居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する事項

十七 水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する事項

十八 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項

十九 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

2 半島振興計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画並びに国土強靱化基本計画及び水循環基本計画と調和したものでなければならない。

(半島振興計画に基づく事業の実施)

第五条 半島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の施策)

第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。

2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第八条 地方公共団体が半島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、半島振興対策実施地域の区域内において行う工場、事業場その他の施設の 신설若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(産業振興促進計画の認定)

第九条の二 半島地域市町村は、単独で又は共同して、当該半島地域市町村に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画（以下「関係半島振興計画」という。）に即して、

主務省令で定めるところにより、当該半島地域市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 産業振興促進計画の区域（以下「計画区域」という。）
 - 二 当該計画区域において振興すべき業種
 - 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項
 - 四 計画期間
- 3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
 - 一 産業振興促進計画の目標
 - 二 その他主務省令で定める事項
- 4 第二項第三号に掲げる事項には、半島地域市町村における産業の振興を促進するために特に重要と認められるものとして、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該半島地域市町村の区域において生産された農林水産物の販売、当該農林水産物の利用の促進その他の当該半島地域市町村における農林水産業の振興に資する事業に関する事項
 - 二 当該半島地域市町村の区域における企業の立地の促進、工業生産設備の新增設、商品の販売又は役務の提供の促進、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の当該半島地域市町村における商工業の振興に資する事業に関する事項
 - 三 情報通信技術の活用による役務の提供の促進その他の情報通信業の振興に資する事業に関する事項
 - 四 当該半島地域市町村の区域の観光資源を活用した観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の当該半島地域市町村における観光の振興に資する事業に関する事項
- 5 前項に定めるもののほか、第二項第三号に掲げる事項には、補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。以下同じ。）に関する事項を記載することができる。
- 6 半島地域市町村は、産業振興促進計画に第二項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
- 7 次に掲げる者は、半島地域市町村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、関係半島振興計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
 - 一 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者

- 8 前項の規定による提案を受けた半島地域市町村は、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 9 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 関係半島振興計画に適合するものであること。
 - 二 当該産業振興促進計画の実施が計画区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 10 主務大臣は、産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（次条第二項及び第九条の五から第九条の七までにおいて単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 11 主務大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

- 第九条の三 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第九項の認定に関する処分を行わなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、主務大臣が前項の処理期間中に前条第九項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定産業振興促進計画の変更）

- 第九条の四 半島地域市町村は、第九条の二第九項の認定を受けた産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 第九条の二第六項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

- 第九条の五 主務大臣は、第九条の二第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けた半島地域市町村（以下「認定半島地域市町村」という。）に対し、認定産業振興促進計画（認定産業振興促進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。
- 2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合には、認定半島地域市町村に対し、当該補助金等交付財産活用事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第九条の六 主務大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合において、当該補助金等交付財産活用事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定半島地域市町村に対し、当該補助金等交付財産活用事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第九条の七 主務大臣は、認定産業振興促進計画が第九条の二第九項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されているときは、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができる。
- 4 第九条の二第十一項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第九条の八 半島地域市町村が、第九条の二第二項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(農地法等による処分についての配慮)

第九条の九 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画に記載された事業の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(中小企業者に対する配慮)

第九条の十 国及び地方公共団体は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

(必要な援助)

第九条の十一 主務大臣は、第九条の二第四項各号に掲げる事項が記載された産業振興促進計画について認定をしたときは、認定半島地域市町村に対し、当該事項の実施に必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(半島循環道路等の整備)

第十条 国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他の政令で定める交通施設とを連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のために特に重要と認められるものとして国土交通大臣が指定するものの整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮するものとする。

(基幹的な市町村道等の整備)

第十一条 半島振興対策実施地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹的な市町村道等」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、半島振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行うものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹的な市町村道等の新設及び改築に係る事業(以下「基幹的な市町村道等整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹的な市町村道等整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹的な市町村道等を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第三項の規定により基幹的な市町村道等整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹的な市町村道等整備事業(北海道の区域における基幹的な市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の前項の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道の区域における基幹的な市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の前項の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹的な市町村道等整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により

算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

- 一 北海道の区域以外の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
- 二 北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(小型航空機用飛行場等の整備)

第十二条 国は、半島振興対策実施地域の特性に即した地域的な航空運送を確保するため、地方公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小型の航空機の用に供する公共用飛行場その他の航空運送の用に供する施設の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保)

第十二条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、半島振興対策実施地域内の交流及び半島振興対策実施地域と国内の地域との交流の促進、物資の流通の確保等を図るため、前三条に定めるもののほか、交通施設の整備及び保全並びに鉄道をはじめとする地域公共交通の活性化及び再生について適切な配慮をするものとする。

(デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等)

第十三条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差の是正、半島振興対策実施地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実、災害情報の収集及び提供の円滑化等を図るとともに、半島地域におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に資するよう、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用の推進について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興等)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興及びその競争力の強化を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止、水産動植物の生育環境の保全及び改善並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した産業の振興及びその競争力の強化を図るため、生産性の向上、産業の振興及びその競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の住民及び半島振興対策実施地域へ移住しようとする者等の半島振興対策実施地域における農林水産業その他の産業への就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。この場合において、情報通信技術の進展、その活用による場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化にも留意するよう努めるものとする。

(生活環境の整備)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において移住、定住及び特定居住並びに持続可能な地域社会の維持及び形成を促進することに資するため、住宅等の整備（空家の活用によるものを含む。）、水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策並びに地域における住民の生活及び産業の振興の拠点の形成を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(医療の確保)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、情報通信機器を活用した診療及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。次項において同じ。）の整備等について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、情報通信機器を活用した診療及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう、適切な配慮をするものとする。

(介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における介護サービス並びに障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の確保及び充実を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに関する知識及び技術の習得の促進等を通じた地域の人材の活用等による介護サービスに従事する者の確保並びに介護ロボット等の導入、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提供、当該障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

(高齢者及び児童の福祉の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における高齢者及び児童の福

社の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設及び児童福祉施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第十四条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（情報通信技術の活用によるものを含む。）の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、半島振興対策実施地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する半島地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第十四条の三 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理その他の半島振興対策実施地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む。）に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十四条の四 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進するために必要な支援等の施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第十五条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において伝承されてきた文化的所産及び地域の風土等により形成された景観地の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(観光の振興及び交流の促進)

第十五条の二 国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、半島振興対策実施地域の活性化に資するため、半島振興対策実施地域における地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等を通じた観光の振興並びに半島振興対策実施地域内の交流並びに半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(移住等の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第十五条の三 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、半島振興対策実施地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住、定住及び特定居住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

(半島防災の推進及び実効性の確保)

第十五条の四 国及び地方公共団体は、半島地域が三方を海に囲まれている等厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化の観点踏まえ、災害を防除し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、半島振興対策実施地域において、次に掲げる事項その他の半島防災のための施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。

- 一 道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備
- 二 防災のための住居の集団的移転の促進
- 三 防災上必要な教育及び訓練の実施
- 四 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

(感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保等)

第十五条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、半島振興対策実施地域と当該半島振興対策実施地域以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し又は制限された場合には、当該半島振興対策実施地域において住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮)

第十五条の六 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の集落に比較して特に低位にある半島振興対策実施地域内の集落をその区域に含む半島地域市町村は、当該集落において、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、郵便局等の活用等により、住民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう、適切な配慮をするものとする。この場合において、国及び都道府県は、当該半島地域市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣その他の援助を行うよう努めなければならない。

(協議会)

第十五条の七 半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、半島地域市町村又は半島振興対策実施地域の振興に取り組む団体等は、半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(税制上の措置)

第十六条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十七条 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、地方公共団体が、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 製造の事業

二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

五 旅館業（下宿営業を除く。）

(国土審議会の調査審議等)

第十八条 国土審議会は、主務大臣の諮問に応じ、半島振興に関する重要事項について調査審議する。

2 国土審議会は、半島振興に関する重要事項について、必要があると認めるときは、

国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(主務大臣等)

第十九条 第二条第一項及び第四項、第九条の二から第九条の八まで、第九条の十一並びに前条第一項における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 第二条の二第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三条第八項から第十一項まで（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3 第九条の二第一項及び第三項第二号並びに第九条の四第一項における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 (略)

附 則 (令和七年三月三十一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日までに半島振興法第九条の二第九項の認定を受けた産業振興促進計画（同日までに同法第九条の四第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その変更後のもの）であって同日においてその計画期間の末日が令和七年三月三十一日であるものについては、その計画期間の末日を令和七年六月三十日とする。

(検討)

第三条 国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の半島振興法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

半島振興基本方針

【目次】

1. 序文 P3
2. 指定半島地域の振興の意義及び方向 P3
(1) 指定半島地域の振興の意義	
(2) 指定半島地域の振興の方向	
①基本的な方向	
(ア) 自立的発展の促進	
(イ) 地域住民の生活の向上	
(ウ) 定住の促進等	
(エ) 半島防災	
(オ) 国土の均衡ある発展	
(カ) 地方創生	
②指定半島地域における創意工夫を生かした主体的な取組	
③多様な主体による地域づくり	
④圏域の考慮	
(3) 国及び都道府県の責務	
①国の責務	
②都道府県の責務	
3. 国の支援の基本的考え方 P8
(1) 国による財政支援、情報提供等	
(2) 産業振興促進計画	
4. 法第4条に規定する半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項 P8
(1) 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の指定半島地域と国内の地域との間及び指定半島地域内の交通通信の確保に関する基本的事項	
①交通施設の整備	
②通信施設の整備等	
(2) 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的事項	
①農林水産業の振興及びその競争力の強化	
②地域資源等の活用による産業振興等	
③観光の開発に関する基本的事項	
(3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的事項	

項

- (4) 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項
- (5) 生活環境の整備に関する基本的な事項
- (6) 医療の確保等に関する基本的な事項
- (7) 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項
- (8) 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- (9) 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
 - ①教育の振興
 - ②文化の振興
- (10) 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項
- (11) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項
- (12) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- (13) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力に関する基本的な事項
- (14) 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、指定半島地域の振興に関する基本的な事項
 - ①感染症が発生した場合等における住民生活の安定等
 - ②生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

5. その他の事項 P18

- (1) 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項
- (2) 協議会

半島振興基本方針

1. 序文

半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）に基づく半島振興対策実施地域（以下「指定半島地域」という。）は23地域が指定されており、22道府県、194市町村に及ぶその面積は41,917平方キロメートル（全国都道府県市町村別面積調べ（令和2年10月1日時点））、人口は約377万人（令和2年国勢調査）である。これらの指定半島地域は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

昭和60年の法の制定以来、指定半島地域においては国及び地方公共団体が半島振興計画等に基づき半島振興施策を実施してきており、一定の成果をあげてきたが、令和6年能登半島地震では、地震の揺れや津波によるインフラ等の大規模な損壊に加え、山がちな半島の先という特性から来る代替ルートの少なさ、これによるライフラインの寸断・途絶などにより甚大な被害が生じ、その後の豪雨災害も含め、半島特有の防災面の課題が改めて浮き彫りになるとともに、対策の重要性が再認識されたところである。

また、深刻な人口減少・高齢化等により、指定半島地域の抱える課題は、依然厳しいものである。例えば、医療・介護では医師、介護従事者等の確保や各種施設の運営、教育では地域の特殊事情を鑑みた教育の実施、交通では鉄道等の公共交通の確保等において、厳しい状況に置かれている。また、生産機能や生活環境の整備等が低位にある集落を持つ指定半島地域においては、日常生活に必要な環境の維持等が課題となっている。

一方、指定半島地域の交通アクセスの困難性の克服に向け、オンライン診療やドローン等情報通信技術の活用、豊富に存在する再生可能エネルギーの利用、観光業や農林水産業等における魅力的な地域資源の開発、地域に継続的に関わりを持つ関係人口の創出・拡大等、新たな動きも生じてきており、地方創生の一環として、指定半島地域において半島振興施策を着実に実施し、自立的な地域社会を実現していくことが大変重要となっている。

このような中、第217回国会において半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号。以下「改正法」という。）が成立し、令和7年4月1日に施行された。本半島振興基本方針は、改正法による改正後の法第2条の2第1項の規定により、新たに、主務大臣が、半島振興対策実施地域の振興を図るために定めるとされたものであり、指定半島地域の振興の意義及び方向、国の支援の基本的考え方、半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項及び半島振興に関するその他の事項について定めるものである。

関係都道府県は、本半島振興基本方針に基づき、改正法の趣旨を踏まえた指定半島地域の振興の施策を具体的に記載するものとして半島振興計画を定めるよう努めるものとする。

2. 指定半島地域の振興の意義及び方向

国、都道府県、市町村等は、以下に示す指定半島地域の振興の意義及び方向を踏まえ、半島振興施策を推進していくものとする。

なお、改正法においては、半島振興法に基づき指定された指定半島地域以外の半島地域に対し

でも適用されるべきものとして、地方創生や半島防災・国土強靱化等の観点を盛り込んだ基本理念や責務規定を設けており、指定半島地域以外の半島地域においても、これらの規定の適用について留意する必要がある。

(1) 指定半島地域の振興の意義

指定半島地域は、全国を上回って大幅な人口減少や高齢化が進展する中、産業基盤、生活環境等に関する地域格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

このため、改正法の趣旨を踏まえ、地域の自立的発展等を目的として、指定半島地域の振興のための措置を講じていく必要がある。

また、指定半島地域はその立地条件、特色ある地域資源の賦存状況等から、以下に示すような国家的役割や国民的役割を担っている。

- ・国土を保全する役割
- ・自然環境及び生態系の保護及び保全を行う場としての役割
- ・多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を体現する場としての役割
- ・多様な文化の継承並びに歴史的遺産等の維持及び保存を行う場としての役割
- ・自然、文化等との触れ合いの場及び機会の提供という「癒しの空間」としての役割
- ・良質な食料を安定的に供給する場としての役割

指定半島地域がこれらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、地域の自立的発展等を図っていくことが重要である。

(2) 指定半島地域の振興の方向

①基本的な方向

指定半島地域においては、その条件不利性の克服及び地域振興等に係る施策の推進により、地域の自立的発展等を図っていくことが必要である。このため、自立的発展の促進、生活の向上、定住の促進等、半島防災、国土の均衡ある発展及び地方創生という6つの観点から、指定半島地域の活力を維持及び向上させる措置について、個々の指定半島地域の実情を考慮しつつ、それぞれ以下に示す方向を基本に取組を推進することとする。

(ア) 自立的発展の促進

指定半島地域の自立的発展には、指定半島地域の住民及び定住を希望するU J I ターン者の雇用機会を確保することが重要であることから、指定半島地域の地理的及び自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体による交流促進や特産品開発等の雇用創出にもつながる活性化の取組を推進する。

また、指定半島地域の豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通じて、これらの地域資源を生かした産業振興や観光及び交流を推進するとともに、指定半島地域の住民の地域への愛着や誇りを醸成する。

指定半島地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資するため、以上のような産業の振興や2.(2)①(イ)で掲げる住民の生活の拠点を形成するための取組を推進す

る。

(イ) 地域住民の生活の向上

指定半島地域の住民の生活の安定のため、社会的サービスの維持を図るとともに、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備等により暮らしやすい指定半島地域の形成を目指す。

このほか、高齢化が進展している指定半島地域の現状を踏まえ、多様な方々が半島に住み続けられるよう、医療の確保に加え、介護サービスや障害福祉サービス等の確保及び充実を基軸とする高齢者等の福祉の増進を図るとともに、安心して子育てができる環境整備を推進する。

また、指定半島地域においても環境負荷を低減した地域社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用を推進する。その際、それぞれの指定半島地域の実情に応じて再生可能エネルギーを効果的かつ効率的に活用する観点から、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進する。

さらに、人口の減少や高齢化の進展に伴い生産機能及び生活環境の整備等が低位にある指定半島地域内の集落において、住民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図る。

(ウ) 定住の促進等

人口減少や高齢化が進展している指定半島地域においては、地域社会の持続性確保のためにも、移住を促進し、定住につなげていく。

また、二地域居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第2条第1項第1号ハの特定居住をいう。以下同じ。）を行う者をはじめとする関係人口のような、地域に継続的に関係を有する指定半島地域外人材は、指定半島地域を支える人材の切り札として期待されており、当該人材との連携・協力を促進する取組が重要である。このような指定半島地域外の人材は、住民と協働することにより地域の発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される。

さらに、国民の指定半島地域への理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、指定半島地域の産業振興及び関係人口の増加につながることから、指定半島地域と指定半島地域外又は指定半島地域同士の交流及び連携を推進する。

(エ) 半島防災

三方を海に囲まれ、平地に恵まれない指定半島地域においては、令和6年能登半島地震により、いざ災害が発生すると集落の孤立やライフライン寸断の長期化につながるということが明らかとなった。これを踏まえ、改正法では、法第1条の目的規定に半島防災の推進を追加するとともに、新設した第1条の2の基本理念の第3号で半島防災のための施策が国土強靱化の理念を踏まえ着実に実施されることを旨とすることと規定し、第1条の3の国及び都道府県の責務の規定で、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の責務を有することとされた。このことを踏まえると、指定半島地域におけるその地理的

特性を踏まえた防災、すなわち「半島防災」の推進は極めて重要である。

そのため、指定半島地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等を行えるよう、災害時における指定半島地域の孤立防止に必要な防災対策を講じ、国土強靱化の理念を踏まえ半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進する。

(オ) 国土の均衡ある発展

指定半島地域においては、様々な条件不利性を抱えながらも、我が国及び国民にとって重要な役割等を担っており、その地域の特性を活かした発展を目指すことにより、国土利用の過度の地域的偏在に起因する課題を解消しながら我が国の発展を図り、国土の均衡ある発展に資するものとする。

(カ) 地方創生

改正法では、法第1条の目的規定に地方創生に資することを追加するとともに、新設した第1条の2の基本理念の第1号で地方創生の一環として個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されることを旨とすることと規定し、第1条の3の国及び都道府県の責務の規定で、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の責務を有することとされた。これは、指定半島地域の振興の取組が、地域の活力ある社会経済の創出及びその再生、すなわち地方創生に資するものであり、昨今の地方創生の流れを受け、改正法においてその旨が明示されたものである。

このことにより、指定半島地域の振興により個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用するものとする。

②指定半島地域における創意工夫を生かした主体的な取組

指定半島地域が創意工夫を生かし自立的发展を遂げていくには、地域固有の資源を活用していくことが有効である。このため、地域の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直すなど、新たな地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努めていく。

また、指定半島地域の農林漁業者が加工業、観光業等の関連する業種と連携し、地域資源の付加価値を向上させる取組を促進することなども必要である。

なお、これらの取組を推進する際には、就業者が複数の仕事により所得を確保するという就業形態が有効であることや、指定半島地域の住民以外の視点を取り入れていく仕組みづくりも重要である点に留意が必要である。

このほか、半島の魅力や役割を広く国民に理解してもらうため、指定半島地域の住民のほか来訪者を通じた情報発信に努めるとともに、地方公共団体においては指定半島地域のニーズに応じた振興施策等が講じられるよう指定半島地域の住民と行政との意見交換の場を設けるなど、信頼関係の構築・確保に努めることが重要である。

③多様な主体による地域づくり

指定半島地域では人口減少や高齢化をはじめとする経済社会情勢の変化が進展し、医療、福祉、地域交通等の社会的サービスの確保が困難になる一方、これらのサービスにおいては従来以上のきめ細かな対応が求められている。このため、行政だけではなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取組を推進する。その際、地域が抱える課題の内容に応じ地域を越えた連携や支援を推進することも重要である。

さらに、指定半島地域の住民が減少傾向にある中、指定半島地域と継続的な関係を有する関係人口は、地域づくりにおいては重要な役割を担うことが期待される。

多様な主体の活動を促進し、その活動成果をより有効なものとするには、行政を含む各主体との調整、技術的な支援等を担う中間的な支援組織が必要となる場合もあることから、これらの組織が育成されるような環境整備や当該組織を担う人材育成等を推進する。

④圏域の考慮

指定半島地域は、2以上の市町村の区域からなり一定の社会的経済的規模を有する地域であることから、指定半島地域を一带の圏域としてとらえた広域的かつ総合的に施策を推進する。

指定半島地域の置かれた状況は地域によって様々であり、また、その広域性から、地域内の各市町村における課題も様々となっている。

指定半島地域全体の振興のためには、個々の市町村の取組だけでなく、地域全体として魅力向上や課題解決に当たる必要があり、その際には周辺地域と的確に連携しながら外部の活力を呼び込んでいくことが必要となる。このことに鑑み、必要に応じ指定半島地域とその周辺地域との機能分担、連携等の関連付けを行う必要がある。

(3) 国及び都道府県の責務

①国の責務

改正法で新設した基本理念の規定では、半島振興施策は、指定半島地域の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、以下の観点から行わなければならないものとしている。

- ・地域の課題（弱み）の改善により住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環として、自立的な地域社会を実現することを目指す
- ・指定半島地域の役割・特性を強みと捉え、その魅力の増進を目指す
- ・半島防災のための施策について、国土強靱化の理念を踏まえて着実に施策を実施することを目指す

国は、この基本理念に則した所要の施策について責任を持って推進する。

②都道府県の責務

都道府県は、基本理念に即して、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島の振興のために必要な施策を策定し実施するよう努める。

また、都道府県は、指定半島地域の振興上の共通課題への対応や指定半島地域の主体的な

取組の促進のため、市町村相互間における広域的な連携の確保や、指定半島地域の振興のために必要な情報提供等の援助を行うよう努める。

3. 国の支援の基本的考え方

半島振興施策に関し、国の責務を踏まえた支援の基本的考え方は、以下のとおりである。

(1) 国による財政支援、情報提供等

国は、指定半島地域の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重する立場から、指定半島地域の自立的発展に留意しつつ、予算面、税制面、金融面等において指定半島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努める。また、半島振興計画に基づく事業に対して当該事業に充てるために起こす地方債について法令の範囲内等において配慮するものとする。

加えて、国は、指定半島地域の振興上の共通課題への対応や指定半島地域の主体的な取組の促進のため、指定半島地域の活性化等に係る先進事例や国による各種支援措置等について地方公共団体や指定半島地域への情報提供の徹底に努めるものとする。

(2) 産業振興促進計画

産業振興促進計画は、指定半島地域市町村の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するため、産業の振興を促進する区域、振興すべき業種、当該業種の振興を促進するために行う事業の内容、実施主体に関する事項及び計画期間を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

産業振興促進計画を作成する場合には、このほか、「名称」、「目標」、「目標の達成状況に係る評価に関する事項」、「計画区域における産業の振興を促進する上での課題」、「関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項」を記載するよう努めるものとする。目標は、例えば設備投資件数、設備投資額、雇用創出人数等、定量的なものを可能な限り策定するとともに、その評価は、計画期間の終了を待たず期中においても行い、その結果を産業振興の取組に随時反映することが望ましい。

主務大臣は、産業振興促進計画が認定された市町村に対し、当該計画の実施に必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

なお、農地法（昭和27年法律第229号）等において、認定産業振興促進計画に基づく事業に関する各種の開発の許可、届出等の手続については、可能な限り運用面で配慮していくこととする。

4. 法第4条に規定する半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項

都道府県が半島振興計画を作成するに当たっての指針となる基本的事項は、(1)～(15)のとおりである。あわせて半島振興計画を策定する際には、以下の点について留意する。

・改正法では半島振興計画に掲げる事項を規定する法第4条第1項が大幅に改正され、基本的方針、目標、計画期間、達成状況の評価といった全体に係る号や個別の分野においても介護サービス及び障害福祉サービス等の確保、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、

移住、定住及び二地域居住の促進並びに人材の育成、その他振興に必要な事項の号が新設されるとともに、既存の号についても拡充されていることを適切に踏まえた内容とするものとし、また、状況の変化等に応じ適宜変更するものとする。

・国土形成計画、国土利用計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画その他の法令の規定による地域振興に関する計画並びに国土強靱化基本計画、水循環基本計画と調和したものとする。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第41条の規定により、防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

・半島振興計画を作成するに当たっては、市町村相互間の広域的な連携の確保、市町村に対する指定半島地域の振興のために必要な情報提供等の援助についても必要に応じて記載するよう努める。

・半島振興計画に基づく各種の基盤整備については、自然環境等への配慮とともに、既存の社会資本ストックや公共施設の老朽化の懸念を踏まえ、ニーズに対応した既存ストックの有効活用、施設の長寿命化・集約化の方向性、人口減少・高齢化の進展など、近年の社会経済の動向を踏まえた計画とすることも必要である。

(1) 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の指定半島地域と国内の地域との間及び指定半島地域内の交通通信の確保に関する基本的な事項

①交通施設の整備

三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の条件不利性を抱える指定半島地域においては、道路をはじめとする交通の確保は日常の生活のほか、産業振興、指定半島地域外の住民との交流を進めていく上で欠くことのできない基盤的な存在である。

令和6年能登半島地震等の状況を踏まえると、半島循環道路等の整備、基幹的な市町村道等の整備、港湾や小型航空機飛行場等の整備、地域公共交通の活性化及び再生それぞれに係る取組に加え、地域の実情に応じて陸海空様々な手段を駆使した交通の確保をいかに図っていくかという広域的かつ総合的な視点が重要である。

特に道路については、災害に対して脆弱な条件のもとで安全・安心な国土利用を図る観点から、高規格道路の未整備区間の解消や暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク化などを含めた災害に強い道路ネットワークの構築が重要である。港湾についても、防災拠点化等を進めることが重要である。

また、幹線交通網から離れて海に突き出した行き止まりである指定半島地域では陸路での移動が困難であるところ、人口減少・高齢化の進展により鉄道やバス等の維持も難しくなってきた。

車の運転免許を持たない高齢者や学生等地域住民の足として重要な役割を担うこれらの地域公共交通の確保に向け、地域の多様な関係者の連携・協働により「交通空白」の解消等を推進することは、指定半島地域にとって極めて重要である。なお、ここでいう地域公共交通

には、鉄道、バス、タクシー、乗合タクシーのほか、公共ライドシェアや日本版ライドシェア等も含まれる。

物資の輸送についても、消費地から離れた指定半島地域は他の地域と比べ、費用が多くかかると指摘されており、離島と異なり一方が他地域と陸続きである等による半島と離島の条件不利性の違いを踏まえつつ、4.(2)①に示す流通体系の確立に係る取組とともに、交通体系の整備を推進することが重要となる。各指定半島地域において、真に必要な交通のあり方を議論し、実践に移していくことが求められる。

②通信施設の整備等

指定半島地域における高度情報通信ネットワーク等情報通信基盤の整備は、指定半島地域が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用の手段としても極めて有効な手段である。近年急速に進められてきた超高速ブロードバンド基盤の整備の結果、他の地域との格差は縮小してきているが、引き続き、格差を解消するための整備を進めていくとともに、整備が進まない指定半島地域において、現状を把握し、必要な対応を行うことが重要である。

また、改正法で災害情報の収集や提供の円滑化が記載されたことも踏まえ、自治体において人工衛星を利用した通信設備を含む様々な通信設備の活用体制を整備することも有用と考えられる。

さらに、そうした情報通信技術の活用を通じたデジタル化は、指定半島地域が抱える様々な課題の解決に不可欠なものである。デジタル技術の活用により、地方の社会課題の解決等に係る各種の取組と歩調を合わせつつ、テレワークや遠隔医療、遠隔教育、ドローンによる生活物資輸送等の先端的な情報通信技術の活用に向けた支援を行うことが重要である。

(2) 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的な事項

①農林水産業の振興及びその競争力の強化

指定半島地域は、古くから農林水産業が基幹産業として発展し、現在も全国トップレベルの農林水産物の産地として全国に食料を供給する拠点として重要な役割を果たしているが、平地に恵まれない等の理由から生産コスト等が高いことや、高齢化の進展による就業者数の減少等の問題もあり、厳しい状況にある。

このような中で、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るためには、豊かな地域資源を持続的に利用すること、平地に恵まれない等の不利な条件を克服すること等が必要である。このため、農林水産業の生産基盤を強化するとともに、効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保に向けた取組や、技術の開発及び普及を促進することが重要である。

また、消費地が遠い指定半島地域は農林水産物の輸送コストが高いことから、地域における体質強化を図ることが必要である。

このため、4.(1)①に示す交通施設の整備に係る取組に加え、民間の力を活用し、流通の合理化及び生産性向上に資する施設の整備や共同出荷等の取組を通じ、それぞれの指定半

島地域の実情にあった流通体系を広域的な視点から確立し、輸送の効率化と販路の拡大を図ることが重要である。さらに、地産地消の推進等による地場産農林水産物の利用の拡大を図ることや、地域特性を生かした新規作物の導入、地域特産物のブランド化や高付加価値化、地域の農林水産物の魅力の発信等を通じて市場の確保及び開拓することにより、地域の競争力向上を図ることも重要である。販路開拓に当たっては、必ずしも近隣地域にこだわるのではなく、海外も含め、特産品が適正に評価される販売先を検討することが必要である。

指定半島地域の農山漁村においては、農林水産業が維持されることにより、国土の保全、文化の継承等の多面的機能が発揮されており、これを維持・促進する観点から、農業生産条件の不利の補正及び耕作放棄地の発生防止を図るとともに、鳥獣被害の防止、森林の保全、漁業の再生等の取組、豊かな生態系を育む場として重要であり、ブルーカーボン生態系による炭素貯留が期待される藻場、干潟等の保全活動等を推進することが重要である。

三方を海に囲まれた指定半島地域は、漁業活動の重要な拠点となっており、当該地域における水産業の重要性に鑑み、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の繁殖地の保護、整備等を推進し、指定半島地域周辺海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図る必要がある。

こうした取組により、漁場の生産力向上に努め、指定半島地域の漁業を適切に振興していくことが重要である。

漁業をはじめとする水産業が基幹産業である漁村の振興に当たっては、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業」の取組を推進することにより、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが求められる。

指定半島地域の多くは森林が占めており、その多くは利用期を迎えていることから、こうした森林資源を循環的に活用しながら、指定半島地域の社会経済の発展を図っていくことが重要である。また、森林は、清浄で栄養に富んだ水を周辺海域に供給し、水産動植物の生育環境に好影響を及ぼすと同時に、山と海が織りなす特徴的な景観は、観光資源としても魅力のあるものである。

こうした指定半島地域の豊かな森林について適切に保全を図っていくため、林道等の基盤整備、間伐や伐採後の再生林を推進する必要がある。また、森林空間を利用して総合的に活用するなど「森業」の取組を推進し、指定半島地域に人を呼び込み、賑わいを取り戻していくことも期待されている。

加えて、農林水産業と観光業の一体的な振興を図る観点から、人材育成や地域ぐるみの連携体制づくり等を通じ、美しい海辺、森林や里地、棚田等を活用した農山漁村における滞在交流型観光の推進を図ることも重要である。

国は、農林水産業の振興のための各種の助成措置を設けており、各指定半島地域では、明確なビジョンと的確な見通しに基づき、これらの措置も活用し、地域の特性を生かした消費者ニーズに即した農林水産業を展開することが重要である。

取組の実施に当たっては、地域の特性に応じて、国の規制の特例措置を活用した事業を実施する構造改革特区等の制度を活用することにより、地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現することも求められる。

②地域資源等の活用による産業振興等

我が国は豊かな自然に恵まれており、全国トップレベルの農林水産物の産地としてだけでなく、世界遺産、ジオパーク等の独特な地域資源を有している。また、伝統的工芸品等の特色ある産品も多数存在しており、我が国が持つ多様な文化の一端を担っている。

地域の自立的発展を促進するためには、これらの地域資源の活用による産業振興を推進することが重要であり、例えば、6次産業化や農商工連携など、地域の多様な事業者が、指定半島地域の豊富な地域資源を活用して付加価値を高める取組を推進し、地域内における所得の向上と雇用の創出を図りつつ、市場を捉えた指定半島地域の産業の活性化を図ることが有効である。

加えて、伝統的工芸品に係る産業の振興を図るためには、各地域の実情・特性に応じた需要開拓、新商品開発、人材育成・確保等が重要である。

さらに、指定半島地域の特性に即した産業の振興を図るためには、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を希望する者に対する支援、情報通信技術等の先端的な技術の導入を推進することで競争力を強化するとともに、指定半島地域内の産業振興に必要な原材料等を地域で調達することにより指定半島地域内の経済循環を図ることも有効である。

③観光の開発に関する基本的な事項

指定半島地域は、豊かな地域資源を有している中、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の拡大による地域の活性化を図るためには、観光客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であり、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが重要である。

特に、地域の特性を生かした世界遺産、ジオパーク等の観光資源の活用や、地域の自然観光資源の保護に配慮しながら自然に関する理解を深めるエコツーリズム、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊、クルーズ船受入による地方誘客を推進するなど、指定半島地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成を図ることで、訪日外国人旅行者をはじめ、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進することが必要である。

この際、指定半島地域及び同地域周辺における自然、景観、海洋資源等を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくためには、地域の自主的なルール作り等の取組により、これらの地域資源を保全していく必要がある。

さらに、継続的な観光地域づくりを実施するため、地域が目指すべき方向性を企画立案し、関係者との認識共有、合意形成等を行う人材を育成するなど、地域における継続的・自立的な活動体制を確立することが重要である。

なお、指定半島地域を訪れる観光客が安心して観光できるよう、急病時等における医療体制や天候、交通等の情報提供体制を整備するとともに、防災対策を講ずることが望ましい。

(3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

指定半島地域において人々が住み続けその営みを続けていくためには、指定半島地域の住民及び移住希望者の働く場を確保する必要がある、また、高齢者も含めた指定半島地域の住民及び移住希望者に対し、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業能力の開発等を通じ、就業促進を図ることが重要である。

また、情報通信技術の進展を背景として、場所に制約されない働き方が普及してきている中、美しい自然、文化的な豊潤さ、住民とのふれあい、魅力的な子育て環境を持つ半島に対して、移住ニーズが高まってきている。こうした流れを踏まえ、リモートオフィスやコワーキングスペースの整備等を通じて、移住や定住、二地域居住を促すことが重要である。例えば、技術や専門知識、人的ネットワーク等を持つ技術者や起業家等に移住、定住等を促すことで、これらの者が持つ能力を十分に発揮し、指定半島地域の持つ魅力的な地域資源等を活用することは、今までと違った新たな産業や雇用を生み出していく契機となる。なお、指定半島地域の住民が新たに生み出された雇用の受け皿となるためには、情報リテラシーの醸成等を進めることも重要である。

新たに移住、定住等をした人材は、地域活動への参加や人的ネットワークの構築等を通じて、経済活動や地域活動の担い手としての役割も期待される。昨今の事例においても、それぞれのライフスタイルに合わせながら、農林水産業と飲食業、移住者支援とゲストハウスの運営等、複数の仕事を行う「複業」を選択する者も出てきている。

(4) 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項

三方を海に囲まれ、平地に恵まれない指定半島地域においては、その地理的特性から多くの地域で水資源が乏しい状況にあり、令和6年能登半島地震により、災害時の水資源確保の課題も明らかとなったところである。

改正法で水循環基本計画との調和規定が設けられたことも踏まえ、地域の実情に応じて水資源の開発及び活用を図っていくため、指定半島地域における水需要の長期的な見通し、渇水の発生状況、水関連施設の老朽化への対応、既存の各種用水系統の有効な利用、水道事業の広域化等に配慮しつつ、生活環境や資源としての水の価値及び特性を踏まえ、地域の立地条件に応じた水資源の開発及び利用のあり方、水資源の供給能力を確保・維持するための水源確保・開発、水資源の有効利用について検討することが必要である。検討に当たっては、災害時における水資源確保も見据え、井戸水、地下水等の活用も含めて検討することが求められる。

(5) 生活環境の整備に関する基本的な事項

生活環境に関する地域格差を是正し、指定半島地域における移住、定住等の促進を図るためには、地域内における住宅の確保が不可欠であり、例えば、UJIターン者の住宅として空家を活用することなどが有効である。また、地方公共団体等が運営する空家バンクへの登録を進めること等により需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出を図り、空家の有効活用を促進することが重要である。活用可能な空家等の既存施設が少ない地域においては、新たな移住者

用住宅を整備することも必要である。

指定半島地域の住民、観光客等が安心して心地よく生活し又は滞在できるようにするためには、水の確保や汚水処理に関する取組の推進が重要である。また、廃棄物処理については、集落の状況によっては処理が追いつかない場合も考えられることから、3R（廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用）や地域のバイオマス資源の有効活用などの取組を推進することが重要である。生活環境の整備の取組を実施するに当たっては、持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資する観点から、以上の取組も含め、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点の形成を図るための施策の充実に配慮するものとする。

（6）医療の確保等に関する基本的な事項

人口減少や高齢化が進行している指定半島地域において、住民が健康で安心な暮らしを送るためには、医療を受けられる機会を確保することが必要不可欠である。

三方を海に囲まれているため陸路でのアクセスが不便な指定半島地域の特性を踏まえると、ドクターヘリのほか関係機関と連携し、安全確保を前提とした上での夜間の患者搬送への対応など地域の救急医療体制の充実、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入等を推進することが必要である。

具体的には、無医地区において、指定半島地域の住民や指定半島地域を訪れる観光客等が安心して生活又は滞在ができるよう、診療所の設置、定期的な巡回診療、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の実施、医療機関の協力体制（救急医療体制を含む。）の整備等による医療の充実に向け、国や地方公共団体は、問題の所在を丁寧に把握・分析しながら、着実に制度に反映させていくことが必要である。

また、無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合についても、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療等により医療の充実が図られるよう、適切な配慮をすることが重要である。

（7）介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項

高齢化が進展している指定半島地域では、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができるよう介護サービスの確保及び充実を図ることが重要である。

このため、例えば、通所介護や小規模多機能型居宅介護をはじめとする各種サービスの利用者ニーズに応じた適切な提供、介護サービスに関する知識や技術の習得の促進等を通じた指定半島地域内人材や外国人介護人材の活用等による従事者の確保、介護ロボット等のテクノロジーの導入、介護施設の整備及びサービスの内容の充実等を行うことが必要である。また、障害者や障害児の日常生活や社会生活等を総合的に支援するため、障害者や障害児への障害福祉サービス等の適切な提供、従事者の確保や事業所等の整備、当該障害福祉サービス等の内容の充実等を行うことが必要である。

（8）高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

高齢化が進展している指定半島地域において、医療需要に加え、介護需要も高まってきてい

る中、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援することが重要である。また、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境整備も推進していく必要がある。これらの指定半島地域における福祉の増進を図る上で、例えば、老人福祉施設や児童福祉施設として空家を活用することが有効である。

(9) 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

①教育の振興

急速に人口減少や高齢化が進展している指定半島地域においては、将来社会を見据えた教育のあり方が問われており、人材の育成・確保のための教育の充実は重要な課題である。

このためには、指定半島地域において、ニーズに応じた多様な教科・科目の開設、遠隔教育等情報通信技術を活用した指定半島地域外の人材との多様な交流・教育活動等、学校教育や社会教育の充実を図るとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の機会を増やすことが重要である。

また、多様な国民のニーズに対応するという観点から、自然環境や伝統文化に恵まれた指定半島地域の地域資源を活用した、都会ではできない魅力的な体験を子どもたちに提供する教育、いわゆる半島留学等、個性ある学習の場を提供していくことが重要である。

②文化の振興

指定半島地域は、三方を海に面しているという地理的特性から、海を通じた物流・人流の拠点として発展してきた歴史的背景があり、こうした特性から、古くから個性豊かな暮らしが営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えている地域が多く存在している。

このことを踏まえ、指定半島地域においては、多様な文化的所産や地域の風土等によって形作られた景観地の保存・活用に取り組むとともに、担い手の育成に努め、国民がこうした固有の文化に接する機会を提供するよう努める必要がある。

(10) 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

指定半島地域は、ジオパーク等の世界的にも高く評価されている独特な地域資源を有しており、豊かな自然に育まれたこれらの地域資源は指定半島地域の振興にとって極めて重要である。

このため、30by30 目標も踏まえ、指定半島地域における自然環境の保全及び再生を進めるとともに、エコツーリズム等の自然環境に配慮した適切な利用を図ることが必要である。

半島振興施策の実施に当たっては、その自然景観を損なわないよう、人と自然の共生、自然環境との調和等に十分に努めるものとする。

海岸漂着物の処理等は、高齢化や人口減少が進展している中で地域の負担となっており、多様な主体の連携を図りつつ、対策を講じていくことが重要である。

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さいこと、国内で調達可能であること、地域経済の発展に寄与することなど様々な長所を有しているが、半島は、三方を海に囲まれ、

日照条件や風況が良いところや、森林資源に恵まれているところが多いなど、再生可能エネルギーの導入に適している。

一方、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念もあることから、取組に当たっては、法第14条の3において自然環境の保全及び再生に自然景観の保全を含むことが明記されたことに加え、地域に存在する資源の活用が地元の利益として還元されるような形を目指すためにも、再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

これらを踏まえた上で、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備その他再生可能エネルギーの利用を推進するための取組の充実を図り、災害時のレジリエンス強化にもつながる環境負荷の小さい地域づくりを推進することが重要である。

(12) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

一部の指定半島地域は、その立地条件及び自然、文化等の地域資源を生かして国内外との交流を図ってきており、指定半島地域の活性化又は指定半島地域における定住に結びついた事例が見られる。このため、地域資源を生かした特色ある地域づくりを進めつつ、滞在交流型観光や長期滞在型の交流等の取組を通じ、交流人口及び関係人口の増大を図るとともに、指定半島地域と指定半島地域外、指定半島地域同士も含めた地域間及び大学、NPO等の連携により、互いにメリットのある持続性の高い交流を促進する必要がある。

その際には、指定半島地域の住民と他地域の人々との相互理解を進めるとともに、地域に対する理解と関心を深めてもらえるような取組を促進していくことが重要である。加えて、指定半島地域と他の指定半島地域との人材交流やネットワークを構築する取組も重要である。

(13) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力に関する基本的な事項

人口減少や高齢化が進展している指定半島地域において、持続可能な地域社会を構築し、引き続き、食料の安定供給等の重要な役割を果たしていくためには、特に若年層等の移住を促進し、定住につなげていくことが重要である。

また、多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加を図ることにより、指定半島地域への人の流れを創出・拡大することも有効であり、各地域がそれぞれの特性や魅力を認識した上でより具体的な戦略を立てつつ、地域の多様な主体が一体となって、一貫した受入及び支援を行う必要がある。

交流活動の拠点とするため、宿泊滞在施設や学習の場として、例えば、空家や廃校舎の利活用を図ることが有効と考えられる。

加えて、地域の振興に寄与する人材を確保及び育成することにより、産業の振興及び交流の促進等に努めていくことが必要である。

具体的には、特産品の開発等の場合、指定半島地域外での経験を有している者の知見や視点

が有効であることから、指定半島地域出身者等の外部人材の活用に努めることが重要である。この際、組織的な支援が必要となる場合には大学等を活用することも有効である。

また、人材の確保及び育成のための条件整備も必要であり、例えば、担い手となる人材を受け入れるための一時的な滞在施設として空家を活用することが有効である。

このほか、都道府県及び市町村における関係職員が指定半島地域の振興に資する取組へ積極的に関与することも重要である。

(14) 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項

一般に傾斜地が多いなど地形が複雑であり、主要道路の代替性が低い等の特徴がある半島は、災害により孤立集落が発生しやすく、地域経済の円滑な運営に支障が生じやすいと考えられる。これを防止するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく国土強靱化基本計画を踏まえ、事前防災、減災等を含む所要の対策を進める必要がある。これらの施策については、同法に基づく国土強靱化地域計画にも位置付け、同計画と半島振興計画の整合を図ることが重要である。また、施策の進捗度を定量的に把握するため、半島振興計画において K P I（重要業績指標）を設定することが重要である。

取組に当たっては、ハード面だけでなく、ソフトとハードの両面から、十分な備えについて検討し、半島防災のための施策の推進とその実効性の確保に努めることが重要である。

具体的には、まずハード対策として、被害の未然防止、避難の円滑化等に資する交通施設、供給施設及び処理施設、国土保全施設等の整備等を図るとともに、災害発生時において、指定半島地域で自立的に避難活動が行えるよう、避難施設、備蓄倉庫、非常用電源設備、防災行政無線設備、通信設備等の整備を図ることが必要である。

なお、改正法では、令和 6 年能登半島地震において防災上の必要性が改めて明らかになった施設を中心に、道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設との文言が追加されたが、災害時に活用が期待される井戸、地下水等についてもこれに含まれる。

また、ソフト対策として、津波・高潮等のハザードマップの整備や防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等にも取り組む必要がある。加えて、これらの災害等に対しては、指定半島地域外への緊急避難、令和 6 年能登半島地震を踏まえた道路法（昭和 27 年法律第 180 号）や港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の改正による発災時における道路啓開や港湾の施設利用についての事前の取決め等も含めて、地域防災計画等との整合を図りつつ、体制整備等の安全対策を講じておくことが必要である。

特に令和 6 年能登半島地震の状況を踏まえると、自立・分散型の地域づくりは非常に重要であり、防災道の駅などを活用しつつ、再生可能エネルギーを活用した非常用電源、人工衛星を利用した通信設備等を備えた拠点を整備するとともに、平時から災害時を見据えた体制を整備しておくことが重要である。とりわけ、地域の防災力の向上を図るためには、その中核となる

消防団等の充実強化が必要であると考えられる。

三方を海に囲まれている半島の地理的状況を踏まえると、復旧及び復興の局面では、陸路だけでなく、海路や空路、すなわち港湾・漁港や空港も非常に重要である。

洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策等を推進するとともに、高潮及び侵食等による被害から指定半島地域を防護し、併せて海岸の良好な環境の維持や適正な利用を図るための海岸保全対策を推進する。

(15) 前各号に掲げるもののほか、指定半島地域の振興に関する基本的な事項

①感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

指定半島地域においては、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定や福祉の向上に係るサービスの享受ができるようにすることが重要である。

②生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

人口の著しい減少等によって、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落は、医療や介護、買い物、交通等といった日々の生活に必要な機能を維持するのが厳しい状況にある。

市町村においては、このような集落の住民が日常生活を営むために、公の施設（公民館、図書館等）、郵便局等を活用して必要な環境の維持等を行うことが重要である。国及び都道府県においては、当該市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣等の援助を行う必要がある。

取組に当たっては、地方創生に関する課題を抱える中小規模の市町村に寄り添った伴走支援を実施する「地方創生伴走支援制度」や、条件不利地域を有する市町村の地域課題解決を支援する「地方応援隊」等の活用が有効である。

5. その他の事項

(1) 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項

都道府県は、半島振興計画の進捗状況や当該計画に基づく取組の評価等を行うため、半島振興計画のフォローアップを定期的に行うことが望ましい。また、国は、それらの結果を集約し、新たな課題等について把握した内容を都道府県にフィードバックすることで指定半島地域における半島振興施策の適切な実施を支援する。

国は、改正法の施行後5年を経過した場合において、改正法による改正後の法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行う。

(2) 協議会

指定半島地域が自立的発展を遂げていくには担い手の確保が重要であり、地方公共団体だけでなく民間の参画も含めた多様な主体が連携し、官民連携で半島振興施策の推進が図られることが望ましい。

そのために、法第 15 条の 7 で新設された、都道府県、市町村、半島振興に取り組む団体等が半島振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会の仕組等を活用し、主体的に半島振興施策を推進することが重要である。

○半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）

（主要な道路により連絡される交通施設）

第一条 半島振興法（以下「法」という。）第十条の一般国道その他の政令で定める交通施設は、一般国道、高速自動車国道、新幹線鉄道の停車場及び空港とする。

（基幹的な市町村道等の指定等）

第二条 法第十一条第一項の政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

- 2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。
- 3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。
- 4 前項に規定する都道府県が代わつて行う権限は、第二項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○半島振興法施行規則（平成27年総務省・農林水産省・国土交通省令第2号）

（産業振興促進計画の認定の申請）

第一条 半島振興法（以下「法」という。）第九条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする半島地域市町村は、申請書に産業振興促進計画を記載した書類及び次に掲げる図書を添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 計画区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図
 - 二 産業振興促進計画の工程表及びその内容を説明した文書
 - 三 法第九条の二第五項に規定する事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
 - 四 法第九条の二第六項に規定する同意を得たことを証する書面
 - 五 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類
- 2 産業振興促進計画に法第九条の二第五項に規定する事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。

（産業振興促進計画の記載事項）

第二条 法第九条の二第三項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 産業振興促進計画の名称
- 二 産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 三 計画区域における産業の振興を促進する上での課題
- 四 関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、計画区域における産業の振興を促進するために必要な事項

（産業振興促進計画の変更の認定の申請）

第三条 法第九条の四第一項の規定により産業振興促進計画の変更の認定を受けようとする半島地域市町村は、申請書にその変更内容を明らかにした書類及び第一条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興促進計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

（法第九条の四第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第四条 法第九条の四第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、産業振興促進計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。